

# 若年層に対する消費者教育

消費者庁

# 消費者教育の推進に関する法律の概要

<p><b>目的</b>(第1条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者教育の総合的・一体的な推進</li> <li>・国民の消費生活の安定・向上に寄与</li> </ul>	<p><b>国と地方の責務と実施事項</b></p>	
<p><b>定義</b>(第2条)</p> <p>『消費者教育』 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)</p> <p>『消費者市民社会』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の消費者の特性及び消費生活の多様性の相互尊重</li> <li>・自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得ることの自覚</li> <li>・公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画</li> </ul>	<p><b>国</b></p> <p><b>責務</b>(第4条)</p> <p>消費者教育の推進に関する総合的な施策策定、実施</p>	<p><b>地方公共団体</b></p> <p><b>責務</b>(第5条)</p> <p>団体の区域の社会的経済的状况に応じた施策策定、実施(消費生活センター、教育委員会その他の関係機関と連携)</p>
<p><b>基本理念</b>(第3条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力の育成</li> <li>・主体的に消費者市民社会の形成に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援</li> </ul> <p>体系的推進 ・ 幼児期から高齢期までの段階特性に配慮</p> <p>効果的推進 ・ 場(学校、地域、家庭、職域)の特性に対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な主体間の連携</li> <li>・消費者市民社会の形成に関し、多角的な情報を提供</li> <li>・非常時(災害)の合理的行動のための知識・理解</li> <li>・環境教育、食育、国際理解教育等との有機的な連携</li> </ul>	<p><b>財政上の措置</b>(第8条) 推進に必要な財政上の措置その他の措置(地方は努力義務)</p>	
<p><b>消費者団体</b>(努力義務)(第6条)</p> <p>～自主的活動・協力</p> <p><b>事業者・事業者団体</b>(努力義務)</p> <p>～施策への協力・自主的活動(第7条)</p> <p>～消費生活の知識の提供、従業員の研修、資金の提供(第14条)</p>	<p><b>基本方針</b>(第9条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁・文部科学省が案を作成・閣議決定</li> <li>・基本的な方向</li> <li>・推進の内容等</li> </ul>	<p><b>都道府県消費者教育推進計画</b></p> <p><b>市町村消費者教育推進計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針を踏まえ策定(努力義務)</li> </ul>
<p>※施行日:平成24年12月13日(公布日:平成24年8月22日)</p>	<p><b>消費者教育推進会議</b>(第19条)</p> <p>消費者庁に設置(いわゆる8条機関)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進</li> <li>②基本方針の作成・変更に見解</li> </ol> <p>委員(内閣総理大臣任命)</p> <p>～消費者、事業者、教育関係者、消費者団体・学識経験者等</p> <p>※委員は20名以内、任期2年、幹事、専門委員を置く(政令で規定)</p>	<p><b>消費者教育推進地域協議会</b>(第20条)</p> <p>都道府県・市町村が組織(努力義務)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①構成員相互の情報交換・調整～総合的、体系的かつ効果的な推進</li> <li>②推進計画の作成・変更に見解</li> </ol> <p>構成</p> <p>～消費者、消費者団体、事業者、教育関係者、消費生活センター等</p>
	<p><b>義務付け(国・地方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校における消費者教育の推進(第11条) 発達段階に応じた教育機会の確保、研修の充実、人材の活用</li> <li>○大学等における消費者教育の推進(第12条) 学生等の被害防止のための啓発等</li> <li>○地域における消費者教育の推進(第13条) 高齢者・障害者への支援のための研修・情報提供</li> <li>○人材の育成等(第16条)</li> </ul>	<p><b>努力義務(国および地方)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○教材の活用等(第15条)</li> <li>○調査研究(第17条)</li> <li>○情報の収集(第18条)</li> </ul>

# 消費者教育の推進に関する基本的な方針(基本方針)

平成25年6月28日 閣議決定

# 概要

平成25年度～29年度の5年間

国・地方、多様な担い手の指針

○消費者教育の推進に関する法律第9条(平成24年12月施行)

○内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成、閣議で決定。

～平成25年3月より消費者教育推進会議開催、消費者委員会の意見聴取、消費者等の意見反映。

○基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を作成(努力義務)

○基本方針の方向＝誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供し、効果的に推進  
○手段＝幅広い担い手(国・地方、行政・民間、消費者自身)の支援、育成担い手間の連携、情報共有の促進

## III 消費者教育の推進の内容

### 1 様々な場での推進

- ・学校(小・中・高校、大学・専門学校等)
- ・地域社会(地域、家庭)
- ・職域

### 2 人材(担い手)の育成・活用

- ・小・中・高校・大学等の教職員
- ・消費者団体、NPO、地域福祉関係者
- ・事業者・事業者団体等
- ・消費者

### 3 資源等

- ・教材等の作成、活用
- ・調査研究
- ・情報収集・提供

## I 消費者教育の推進の意義

経済社会の変化  
・グローバル化/高度情報化/高齢化⇒消費者被害の多様化・複雑化  
・大量生産 大量消費 大量廃棄/大震災の経験⇒消費行動の課題

ルール整備、厳格な法執行、消費者支援・救済施策

・ルールを知り、被害を防ぐ消費者の努力  
・持続可能な消費の実践、消費者の社会的役割の自覚

・消費者の自立を支援  
被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成  
・消費者市民社会の形成に寄与  
よりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成

## 行政各部局間、多様な担い手との連携

消費者行政部局と教育行政部局、福祉関係部局、商工部局との連携  
(高齢者・障害者見守り、担い手としての事業者・事業者団体との連携)

## 効果的な情報提供方策の開発

～特に高齢者・障害者向け

## 消費生活センターを拠点化

(消費者教育・人材育成)  
←国民生活センターが支援

## モデル地区における先進的な実践

消費者市民社会概念の研究・普及  
コーディネーターの育成 / 情報提供

## 消費者学習の国民的な運動

多様な実践を共有し、相互に連携・協働できる場の提供  
優れた活動を奨励  
(消費者支援功労者表彰制度等)  
消費者教育の日、週などの制定

## II 消費者教育の推進の基本的な方向

○消費者教育の体系的推進 領域・段階ごとに目標を設定  
情報の「見える化」⇒多様な担い手が共有

・対象領域



消費者市民社会の構築



商品等の安全

・各段階



生活の管理と契



情報とメディア

幼児期



小学生期



中学生期



高校生期



成人期 特に若者



成人期 成人一般



成人期 特に高齢者



・消費者の特性・場の特性に応じた方法で実施

若年者の被害防止・成年年齢引下げに向けた環境整備の観点等から、高等学校段階までに、主体的に判断し責任をもって行動できる能力を育む

・消費行動の社会経済への影響等、多角的視点で情報提供

## ○国からの地方支援

財政支援、情報提供による支援

## ○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者団体

地域における多様な主体間のネットワーク化(消費者教育推進地域協議会)

## ○環境教育・食育・金融経済教育・法教育等との連携推進

連携・展開による相乗効果・教材等のコンテンツの共通化など

## IV 関連する他の消費者施策との連携

- 1 安全・安心の確保
- 2 自主的・合理的な選択の機会の確保
- 3 消費者意見の反映・透明性確保
- 4 苦情処理・紛争解決の促進

事故・トラブル情報の迅速的確な分析、原因究明  
⇒ 教材への反映

食品と放射能に関する理解増進  
リスクコミュニケーションの強化

食品表示の理解増進



## V 今後の消費者教育の計画的な推進

### 1 今後の推進方策

- ・各都道府県・市町村での推進の支援
- ・推進会議・小委員会での検討、施策への反映  
専門委員:地域ごとの代表を任命

各府省庁で今後実施の施策を  
取りまとめ(25年内目途)

### 地方支援

推進会議の地方開催  
推進計画策定、地域協議会設置に向け、事例集の作成・説明会等で情報提供

### 2 基本方針の達成度の検証(5年の見直し)

- ・基本方針の見直し=中間的に3年を目途に見直し
- ・達成度の検証

・消費者教育推進のための指標化  
・すべての都道府県で推進計画の策定、地域協議会の設置を目指し、支援

	幼児期	小学生期	中学生期	高校生期	成人期			Ver.1.0
					特に若者	成人一般	特に高齢者	
<b>各期の特徴</b>	様々な気づきの体験を通じて、家族や身の回りの物事に関心をもち、それを取り入れる時期	主体的な行動、社会や環境への興味を通して、消費者としての素地の形成が望まれる時期	行動の範囲が広がり、権利と責任を理解し、トラブル解決方法の理解が望まれる時期	生涯を見通した生活の管理や計画の重要性、社会的責任を理解し、主体的な判断が望まれる時期	生活において自立を進め、消費生活のスタイルや価値観を確立し自らの行動を始める時期	精神的、経済的に自立し、消費者市民社会の構築に、様々な人々と協働し取り組む時期	周囲の支援を受けつつも人生での豊富な経験や知識を消費者市民社会構築に活かす時期	
<b>重点領域</b>								
消費者市民社会の構築	<b>消費がもつ影響力の理解</b>	おつかいや買い物に関心を持とう	消費者の行動が環境や経済に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済や社会に与える影響を考えよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響を考える習慣を身に付けよう	生産・流通・消費・廃棄が環境、経済、社会に与える影響に配慮して行動しよう	消費者の行動が環境、経済、社会に与える影響に配慮することの大切さを伝え合おう	
	<b>持続可能な消費の実践</b>	身の回りのものを大切にしよう	自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫しよう	消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう	持続可能な社会を目指して、ライフスタイルを考えよう	持続可能な社会を目指したライフスタイルを探そう	持続可能な社会に役立つライフスタイルについて伝え合おう	
	<b>消費者の参画・協働</b>	協力することの大切さを知ろう	身近な消費者問題に目を向けよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成について考えよう	身近な消費者問題及び社会課題の解決や、公正な社会の形成に協働して取り組むことの重要性を理解しよう	消費者問題その他の社会課題の解決や、公正な社会の形成に向けた行動の場を広げよう	地域や職場で協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう	支え合いながら協働して消費者問題その他の社会課題を解決し、公正な社会をつくろう
商品等の安全	<b>商品安全の理解と危険を回避する能力</b>	くらしの中の危険や、ものの安全な使い方に気づこう	危険を回避し、物を安全に使う手がかりを知ろう	危険を回避し、物を安全に使う手段を知り、使おう	安全で危険の少ないくらしと消費社会を目指すことの大切さを理解しよう	安全で危険の少ないくらし方をする習慣を付けよう	安全で危険の少ないくらしと消費社会をつくろう	安全で危険の少ないくらしの大切さを伝え合おう
	<b>トラブル対応能力</b>	困ったことがあったら身近な人に伝えよう	困ったことがあったら身近な人に相談しよう	販売方法の特徴を知り、トラブル解決の法律や制度、相談機関を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関の利用法を知ろう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用する習慣を付けよう	トラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しやすい社会をつくろう	支え合いながらトラブル解決の法律や制度、相談機関を利用しよう
生活の管理と契約	<b>選択し、契約することへの理解と考える態度</b>	約束やきまりを守ろう	物の選び方、買い方を考え適切に購入しよう 約束やきまりの大切さを知り、考えよう	商品を適切に選択するとともに、契約とそのルールを知り、よりよい契約の仕方を考えよう	適切な意思決定に基づいて行動しよう 契約とそのルールの活用について理解しよう	契約の内容・ルールを理解し、よく確認して契約する習慣を付けよう	契約とそのルールを理解し、くらしに活かそう	契約トラブルに遭遇しない暮らしの知恵を伝え合おう
	<b>生活を設計・管理する能力</b>	欲しいものがあつたときは、よく考え、時には我慢することをおぼえよう	物や金銭の大切さに気づき、計画的な使い方を考えよう お小遣いを考えて使おう	消費に関する生活管理の技能を活用しよう 買い物や貯金を計画的にしよう	主体的に生活設計を立ててみよう 生涯を見通した生活経済の管理や計画を考えよう	生涯を見通した計画的なくらしを目指して、生活設計・管理を実践しよう	経済社会の変化に対応し、生涯を見通した計画的なくらしをしよう	生活環境の変化に対応し支え合いながら生活を管理しよう
情報とメディア	<b>情報の収集・処理・発信能力</b>	身の回りのさまざまな情報に気づこう	消費に関する情報の集め方や活用の仕方を知ろう	消費生活に関する情報の収集と発信の技能を身に付けよう	情報と情報技術の適切な利用法や、国内だけでなく国際社会との関係を考えよう	情報と情報技術を適切に利用する習慣を身に付けよう	情報と情報技術を適切に利用するくらしをしよう	支え合いながら情報と情報技術を適切に利用しよう
	<b>情報社会のルールや情報モラルの理解</b>	自分や家族を大切にしよう	自分や知人の個人情報を守るなど、情報モラルを知ろう	著作権や発信した情報への責任を知ろう	望ましい情報社会のあり方や、情報モラル、セキュリティについて考えよう	情報社会のルールや情報モラルを守る習慣を付けよう	トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう	支え合いながら、トラブルが少なく、情報モラルが守られる情報社会をつくろう
	<b>消費生活情報に対する批判的思考力</b>	身の回りの情報から「なぜ」「どうして」を考えよう	消費生活情報の目的や特徴、選択の大切さを知ろう	消費生活情報の評価、選択の方法について学び、意思決定の大切さを知ろう	消費生活情報を評価、選択の方法について学び、社会との関連を理解しよう	消費生活情報を主体的に吟味する習慣を付けよう	消費生活情報を主体的に評価して行動しよう	支え合いながら消費生活情報を上手に取り入れよう

※本イメージマップで示す内容は、学校、家庭、地域における学習内容について体系的に組み立て、理解を進めやすいように整理したものであり、学習指導要領との対応関係を示すものではありません。

# 消費者教育ポータルサイト

消費者教育の教材・サービス等の情報を案内しています。消費者庁ホームページからお入りください。

## 【消費者教育ポータルサイト トップページ】

<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>

The screenshot shows the homepage of the Consumer Education Portal Site. At the top, there is a navigation bar with links for '当サイトについて', '情報検索', '消費者教育関連情報', '情報募集', and 'お問合せ'. Below this is a search bar with the text 'フリーワード検索' and a '検索' button. There are also buttons for '条件絞り込みで探す', '領域ごとに探す', and 'ライフステージごとに探す'. A section titled '利用者の立場から探す' offers three options: '学校で教える方はこちら', '地域で教える方はこちら', and '自学される方はこちら'. On the right side, there is a '新着情報' section with a list of recent updates, including dates and brief descriptions of new materials or information. At the bottom, there is a 'ご意見・お問合せ' section and contact information for the Consumer Affairs Agency.

## こんな情報が入手できます

### 【担い手別検索ページ】

#### 学校で教える方

→ 冊子教材

→ 授業等で使う小道具等

→ 映像教材

→ オンライン教材

→ 講座

→ 取組実践

#### 冊子教材

冊子等を中心に紙媒体の教材が「消費者教育体系イメージマップ」の4つの重点領域と、7つのライフステージごとに分類して提供しています。

#### 授業等で使う小道具類

授業で使う小道具(紙芝居、すごろく等)が検索できます。

#### 映像教材

貸し出し、または配付可能なDVD、ビデオ教材や、インターネットサイトで見ることができる映像教材を紹介しています。

#### オンライン教材

インターネットサイト上で自学自習できるコンテンツです。

#### 講座

学校や地域で講座を開きたいときに、教材とともに講師を派遣してくれるサービスの情報です。地域ごとに実施主体を検索できます。

#### 取組実践

消費者教育の実践的な取組の事例が検索できます。地域ごとの実施主体で検索できます。

## 教材・サービスの情報提供者

消費者教育の実践に取り組む関係省庁、地方公共団体、消費生活センター消費者団体、事業者団体、事業者、法曹団体、個人 など

## 情報の主な利用者

消費者教育を担う講師・学校の教員、専門家(消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント)、消費者行政担当部局担当者、地域住民とかかわりのある者(民生委員、訪問介護員、介護福祉士、デイサービス施設等の施設の職員、社会教育施設の職員、町内会や自治会の役員)、消費者教育に興味のある人 など

# 平成26年度 先駆的プログラム

(国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム)  
(「地方消費者行政活性化基金」の上積み)

30億円の内数  
(26年度当初予算)

消費者の安全・安心の確保に向け、消費者問題に関する先駆的なテーマを国から提案、問題意識を共有した上で、地方公共団体の自主性・独自性を確保しつつ、地方の現場での実証実験等を実施、その成果を全国的に波及・展開

## 先駆的プログラムの運用(基本的考え方)

- ・国から提案する政策テーマを踏まえ、地方公共団体独自の企画により先駆的事業を実施
- ・地方の財政負担に関する基金の通常ルール(2分の1以上)の対象外
- ・事業終了後、事業の成果・課題等をまとめた報告書を提出、消費者庁が取りまとめ・公表し、全国的な波及・展開を目指す

## (参考)平成25年度 先駆的プログラム

- I. 風評被害の防止
- II. 消費者と事業者との協働支援
  - II-1. 事業者の商品企画・開発への消費者団体等の参画支援
  - II-2. 食品ロスの削減
- III. 体系立った消費者教育の展開
- IV. 悪質事業者による消費者被害の防止の強化
- V. 適格消費者団体設立の促進

## 国から提案する政策テーマ

### I. 食の安全・安心の確保

- 食品表示等問題や食の安全・安心を脅かす事件の発生等への対応
- 食の安全・安心に関する地域体制強化を促進
  - ・事業者等の表示管理体制の整備に係る助言
  - ・食品安全・食品表示に係る消費生活相談体制の強化
  - ・食品安全・食品表示に関する消費者モニター制度の試行
  - ・リコール情報等の迅速・適切な提供のための調査・検討 等

### II. 風評被害の防止

- 消費者自ら安全な食品の選択が可能となるようリスクミを強化
- 消費者に対して被災地の食品に関する情報提供等を促進
  - ・消費者と生産者との交流イベント等の開催(生産者の取組紹介、放射能測定結果の公表、食品と放射能に関する説明 等)
  - ・放射能物質の低減への取組等の消費者向けコンテンツの作成(食品と放射性物質に関する基本的知識、被災地産品取扱店舗の紹介等に関するホームページ、ポスター等の作成) 等

### III. 消費者のための安全・安心地域体制の整備

- 高齢者等の消費者被害の増加、消費生活相談の複雑化・高度化等
- 消費者の安全・安心のため地域の総合力向上の必要性
  - ・高齢者等の消費者被害防止等のための地域ネットワークの構築
  - ・次期PIO-NETシステムを踏まえた消費生活相談業務の改善・強化
  - ・子どもの事故防止に向けた調査・分析、情報提供 等

### IV. 消費者被害回復制度の運用に向けた活動の支援

- 消費者裁判手続特例法の公布
- 新たな訴訟制度の周知、担い手育成の必要性
  - ・担い手育成として、適格消費者団体の立ち上げに対する活動等を支援
  - ・被害回復制度の周知 等

### V. 消費者教育の推進(地域での推進体制強化及び事業者等のコンプライアンス意識の確立等)

- 多様な主体間の連携・協働や体系立った消費者教育の展開等を促進し、地方の消費者教育を推進
  - ・消費生活センターの消費者教育の拠点化、コーディネーターの育成
  - ・事業者等のコンプライアンス意識の確立
  - ・イメージマップを踏まえ、連携等を目的とする教材作成、講座実施 等